

〈論 文〉

シュタインバイスの経済政策思想

——ツンフト擁護と職業技術教育論——

森 良 次

はじめに

本稿は、西南ドイツ・ビュルテンベルクの産業振興政策の代表部「工商業本部」Zentralstelle für Gewerbe und Handelにおいて、技術顧問（1848-1855年）、本部長（1856-1880年）を務めたシュタインバイス（Steinbeis, F. v.）の言説や政策実践を検討し、その経済政策思想史上の位置づけを与えるための準備作業とするものである。

シュタインバイスが活動の舞台とした工商業本部は、「三月革命」（1848年革命）による政治的緊迫下に窮迫した手工業者などが結集し、政府に産業振興策を迫ったことで発足した組織である。それは、前三月革命期の窮乏化（Pauperismus）という社会問題に対し、ビュルテンベルク政府が社会体制維持の観点から対処しようとした結果であり、工商業本部はその発足以来、ビュルテンベルクに支配的な中小産業経営の保全を目的の一つに産業振興政策を展開することとなった¹⁾。

シュタインバイスは、その工商業本部を通じてビュルテンベルクの産業発展を強力に推進した産業振興政策の主導者である。当該期に工商

業本部が実施した産業振興政策の多くにはシュタインバイスが直接関与し、彼の指導のもと実現をみたものである。シュタインバイスは、プロイセンのポイト（Beuth, C. P. W.）とならび、「ビュルテンベルク産業の父」と称されている。

しかし、シュタインバイスは、ビュルテンベルクの産業発展を推進する立場にありながら、営業自由の導入については、これに反対の立場をとり、工商業本部内で営業法改正をめぐり当時本部長をつとめていたザウッター（Sautter, J. v.）と激しく対立する。ザウッターは、ドイツ・マンチェスター派に近い立場にあるとされる経済的自由主義者であり、営業自由の完全実現を求めていた。これに対し、シュタインバイスはツンフト擁護の論陣を張り、ザウッターに対抗した。

だが、シュタインバイスはツンフト利害を擁護するだけの保守的中間層保護論者ではない。シュタインバイスは自由貿易の信奉者であり、例えば1879年ライヒ関税政策の保護主義的転換の際には、これに反対し、ライヒに同調するビュルテンベルク議会からマンチェスター主義者とみなされ、工商業本部本部長の職を辞することになった。

本稿は、こうしたシュタインバイスの言説や政策実践を取り上げ、これを職業技術教育論の観点から一つの政策思想として整理し、シュタインバイスをドイツ経済政策思想史上に位置づけるための準備作業とする。ここで職業技術教育論に注目するのは、シュタインバイスがツンフト擁護の理由をその技能養成機能に求めている

1) 工商業本部について詳しくは、森良次「19世紀後半西南ドイツ・ビュルテンベルクの産業振興政策」『経済論叢別冊 調査と研究』（京都大学）第16号、1998年；同「ドイツ・ビュルテンベルクの時計産業振興策—アメリカ互換性部品技術の導入か、それとも中小産業経営の保全か—」『歴史と経済』第213号、2011年、を参照されたい。

るからであり、それはシュタインバイスの産業振興政策論全体のなかで重要な位置を占めているためである。

シュタインバイスの産業振興政策については、地域経済史、職業教育史、地誌学の分野に相当の研究蓄積が存在する。その主だったものだけでも、ミュラー (Müller, F.) フォイヒト (Feucht, P.), ジーベルツ (Siebertz, P.), クリストマン (Christmann, H.), レーム (Rehm, M.), ウーラント (Uhland, R.), ベルケ (Boelcke W. A.) などの研究を挙げることができる。また1993年にはシュタインバイス没後100年を記念して、シュツットガルト (Stuttgart) で「職業教育・歴史会議」(Berufspädagogisch-historischer Kongreß) が開催されるなど、シュタインバイスに対する関心は今日なお様々な方面から寄せられている²⁾。

以下では、主にこれらの研究蓄積によりながら、日本ではシュタインバイスについてこれまでほとんど取り上げられていない点に鑑み、彼の経歴と実績を必要な限りで跡づける。そのうえで、シュタインバイスのツフツト擁護論を検討し、これを職業技術教育論のなかに位置づけることとする。

1. シュタインバイスの経歴

(1) 技師時代

シュタインバイスは、1807年5月5日、ビュルテンベルク西北部のバーデンとの国境に近いエルブロン (Ölbronn (バイヒンゲン郡 (Vaihingen a. d. Enz))) で牧師の家庭に生まれた³⁾。父ヨハン・ヤーコプ (Johann Jakob) は、シュタインバイスを牧師に育てるべく熱心に教育したが、シュタインバイス自身は実学を志向する少年で⁴⁾、母方の伯父ケルナー (Kerner, K. v.) がシュタインバイスの実学志向と才能とを見抜き、彼に牧師ではなく、技術者の道を勧めた。ケルナーは、ビュルテンベルク軍の参謀総

長 (Generalstabchef) を務めた軍人で、1812年ナポレオンのモスクワ遠征を最後に軍を退き、その後は「王立鉱山・精錬・製鉄所」(Staatliche Berg-, Hütten- und Eisenwerke) の指導を任されていた。そのケルナーが甥シュタインバイス

-
- 2) Müller, F., *Ferdinand von Steinbeis Sein Leben und Wirken 1807-1893: Eine Gedenkschrift Mit einem biographischen Begleitwort von R. Piloty*, Tübingen, 1907; Feucht, P., "Steinbeis als Erzieher," *Zeitschrift für Philosophie und Pädagogie*, 15. Jg. 5, 1908; Siebertz, P., "Ferdinand Steinbeis Hüttenwerkstechniker und Präsident der Württ. Zentralstelle für Gewerbe und Handel 1807-1893," in *Schwäbische Lebensbilder*, 3. Bd., Stuttgart, 1942; Derselbe, *Ferdinand von Steinbeis: Ein Wegbereiter der Wirtschaft*, Stuttgart, 1952; Helmut, C., *Ferdinand Steinbeis: Gewerbeförderer und Volkserzieher*, Heidenheim, 1970; Rehm, M., *Ferdinand Steinbeis 1807-1893: Schwabens Gewerbeförderer und Volkserzieher Wegbereiter der württembergischen Industrie*, Nürtingen, 1977; Uhland, R., "Ferdinand von Steinbeis-Wegbereiter der württembergischen Wirtschaft," *Historischer Verein Heilbronn*, Jb. 30., 1983; Boelcke, W. A., "Glück für das Land" *Die Erfolgsgeschichte der Wirtschaftsgeschichte von Steinbeis bis heute*, Stuttgart, 1992; Bonz, B., W. D. Greinert, K. H. Sommer, K. Stratmann (Hg.), *Berufsbildung und Gewerbeförderung: Zur Erinnerung an Ferdinand Steinbeis (1807-1893)*, Bielefeld, 1994.

以上に対して、日本では、工商業本部の場合と同様、シュタインバイスへの関心はきわめて低く、19世紀ビュルテンベルクの経済政策史を概括的に扱った、松田智雄「リストよりシュタインバイスへの移行」(大塚久雄・安藤良雄・松田智雄・関口尚志編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、1968年)があるのみである。ただし、同論文も、リストの幼稚産業保護論とシュタインバイス率いる工商業本部の産業振興政策との相違——関税政策においては、保護主義か自由貿易主義かの相違——を、政策路線の違いとして捉えるのではなく、産業発展段階の問題に解消してしまっており、シュタインバイスの産業振興政策論の独自性を見落としている点で問題が残る。

の将来を嘱望し、彼を14歳で鉱山学校生徒（Bergschlüer）としてバツサーアルフィンゲン（Wasseraalingen）（アーレン（Aalen））の製鉄所に入れたのである。

同製鉄所で2年間修業したシュタインバイスは、1823年に「王立アプツグミュント製鉄所」（das staatliche Hüttenwerk Abtsgmünd）に移り、ここで専門的に鉱山・冶金学を学ぶ機会を与えられる。そして翌年、シュタインバイスは製鉄所所長ペーバーリンク（Weberling）の強い勧めと伯父の助力とにより、テュービンゲン大学に進む。そこでシュタインバイスは、鉱山・冶金学のほか、数学、物理学、化学、工業技術（Technologie）、機械工学、建築学を学び、またギリシャ語やラテン語、経済学（Fortwirtschaft）、行政学（Verwaltungslehre）を修得し、1827年哲学博士の学位を取得した⁵⁾。後に述べるように、シュタインバイスの職業技術教育論は、理論と実践の統合、産業の世界におけるエリートの養成を旨とするものであった。それは単なる抽象的・理論的思索の産物ではなく、自己の体験とそれに基づく現実の生きた観察の中から生み出されたものであった。このように製鉄所から大学へと進んだシュタインバイスの経歴自体が彼の職業技術教育論を体現している。

3) 一家はその後、シュモラー（Schmoller, G.）の故郷としても知られるハイルブロン（Heilbronn）のイルスフェルト（Ilsfeld）に移り、シュタインバイスは少年時代をこの地で送っている。

4) シュタインバイスは、少年時代を振り返り、次のように述べている。

「古い〔ラテン、ギリシャの〕言葉は私にはあわなかった。それより私は手工業者の作業場をうろろろすることを好んだ。このことで私は折檻を受けたが、それは私に大学で神学を学ぶ準備をさせるという計画を父が最終的に断念し、村の教師の助力で現実についての授業を与えてくれるまで続いた。」
Siebertz [1952], a. a. O., S. 20-24.

5) Ebenda, S. 27-40.

テュービンゲン大学で学位を取得してから工商業本部の技術顧問に就くまでの20年余、シュタインバイスは製鉄所の技師、管理者として活動する。この間彼は、「王立ルードビヒスタール鑄鉄所」（Königliche Eisengießerei und Frischhütte zu Ludwigstal）（1827-1830年）、「候立フルステンベルク製鉄所」（Fürstlich Fürstenbergische Betriebe）（1830-1842年）、シュトゥム兄弟の「ノインキルヒ製鉄所」（Neunkircher Eisenwerke der Gebrüder Stumm）（1842-1848年）で、機械や工場施設の設計にあたったほか、生産業務全般を指揮した。

例えば、フルステンベルク製鉄所時代、シュタインバイスは最新の学問的成果に基づく実践的なシリンダー送風機（Zylindergebläs）の設置と効率的な水力利用とにより、動力源である水量の変動にかかわらず、安定的に空気を炉に送り込み、高炉の稼働率を高めることに成功している。また著しく増大した生産量と製品種類への対応として、安定操業と販路を確保すべく近隣の工場を賃借・買収し、継起的諸生産工程を縦断的に結合、いわゆる結合経営体制を築きあげた。またノインキルヒ製鉄所では、コークス燃焼システムへの転換や蒸気機関の導入を推し進め、ドイツおよび諸外国の精錬・鑄鉄所の技術水準を一挙に引き上げるとともに、高炉、鉱山施設、水力設備、高層建築物等の設計を行った。

(2) 大工業による家父長主義的企業内福祉政策

こうした機械・工場施設の設計のほか、技師時代のシュタインバイスの活動のなかで注目されるのは、労働者福祉政策の展開とドイツで1840年代半から本格化する鉄道建設への積極的関与である。シュタインバイスは、ノインキルヒ製鉄所内の疾病金庫を發展させ、工場内に病院、パン屋、食堂等の施設を設置したほか、1846年に当時としては画期的な傷病金庫（Invalidenkasse）を設けた。これによりシュタインバイスは、労

働者の定着を促し基幹労働者を養成、慢性的な熟練労働者不足に対応しようとしたのである。こうした企業内福祉政策の展開は、工商業本部の活動にも引き継がれ、職業技術教育制度の整備とならんで、経営内労働者教育のための財政支援策に結実した。

さて、シュタインバイスは鉄工所の技師、管理者として理論的知識を深め、実務経験を重ねることで、内外に知られる存在となっていた。例えば、シュタインバイスがルードビヒスタール鑄鉄所からフルステンベルク製鉄所に移ったのは、彼が同製鉄所の管理者 (Administrirator) ズルツァー (Sulzer) に技術指南をしたことがきっかけで、フルステンベルク侯 (Fürstenberg K. E. v.) にその才能を買われたためである。またシュタインバイスは「シュツットガルト高等工業専門学校」(後の「シュツットガルト工科大学」)、チュービンゲン大学からそれぞれ 1838 年と 1841 年に機械工学、工業技術、建築学の教授に就くよう要請を受けている⁶⁾。

そうしたシュタインバイスの華々しい技師としての成功にもかかわらず、彼は 1848 年 3 月、ノインキルヒ製鉄所、総支配人の職を辞し、同製鉄所を去ることになった。シュタインバイスが主導した大規模設備投資が折からの不況も重なり経営を圧迫していたこと、シュタインバイスに絶大な信頼を寄せていたシュトゥム (Stumm, K. F.) が他界したことなどが、シュテウム兄弟との間で交わされた雇用契約の破棄につながったのである⁷⁾。

しかしシュタインバイスの悲嘆は、そう長くは続かなかった。ビュルテンベルクでは 1848 年 6 月に工商業本部が発足し、活動の要となる技術顧問を募集していた。当時、起業準備のためハイデルベルク (Heidelberg) に移っていたシュタインバイスは、これに応募し、応募者 16

名のなかから、20 年に及ぶ鉄工所での実践経験、かつてビュルテンベルク政府が大学教授として招聘しようとした際の技術官僚によるシュタインバイスの評価、チュービンゲン大学時代のガラス製造に関する懸賞研究入賞の経験などを認められ、工商業本部に職を得ることになった⁸⁾。

2. ツンフト擁護論

(1) ツンフト擁護と職業技術教育

シュタインバイスは、工商業本部技術顧問として活動を始めて間もなく、当時本部長であったザウッターとビュルテンベルク営業法 (1836 年) 改正をめぐり激しく対立する。工商業本部は同法改正を内務省から諮問され、1849 年 2 月に手工業者 18 人、ファブリカント・商人 18 人、営業学校教師 4 人を招集し、会議を開催する。

ビュルテンベルクでは、初の一般営業法が 1828 年に制定され、議会ではこの立法化過程や同法成立後、自由主義派がツンフトの廃止と営業自由の実現を求めていた。自由主義左派として知られるモール (Moritz, M.) もそうした立場から、精力的に言論活動を展開していた。これに対して、王制支持派は、営業自由が独立中間身分としての手工業者の両極分解を招き、やがて工場制度の奴隷に零落することへの危惧を表明し、自由主義派に対抗した。また自由主義派のなかには、少数派ではあるが、営業自由と既存のツンフト法の両立を図ろうと志向する勢力も存在した。結局、1836 年営業法は、ツンフト制度を時代錯誤と認めつつも、種々の議論を踏まえ、営業自由の一挙的な実現は時期尚早とする妥協的性格の法律となった。その後の 1846/47 年以降の経済危機では、ツンフトの完全な復元を求める復古的な中間層保全論や急進的なブルジョア社会批判に基づく手工業者の救

6) Siebertz [1952], a. a. O., S. 55-57, 87-88, 91-92.

7) Ebenda, S. 117-122.

8) Ebenda, S. 126-128.

済要求が高まる⁹⁾。

営業法改正をめぐる1849年の会議と工業本部内部の論争は、以上の議論のうえに展開されることになった。会議の議長を務めるザウッターは、ドイツ・マンチェスター主義者と目され、営業自由の拡大を求め、議論を主導した。これに対し、シュタインバイスはツunft擁護の立場からザウッターの主張に強く反対する。またファブリカント及び大商人が営業自由の原則を支持する一方、手工業者はツunft強制の維持を求め、ザウッターとシュタインバイスの対立は、ファブリカント・大商人と手工業者の経済利害の対立を象徴するかのような様相を呈した。結局、会議は、その集中的な討議にもかかわらず、何らかの明確な合意に達するには至らなかった¹⁰⁾。営業法改正の基本方向をめぐって会議は1853年12月にも開催されたが、ここでも対立は解消されぬままであった¹¹⁾。

以上の会議の議事録を分析し、議論の推移を整理することは、他日を期すこととし、ここではシュタインバイスがなぜツunft制度を支持したかに焦点を絞り、検討しておこう。

シュタインバイスはツunft制度を次のように評価している。

「あらゆる時代、あらゆる産業の発展した国では、産業人のなかに社団的結合への衝動があらわれる。……国家の課題とは、社団の権限を

承認し、これを国家生活のなかで有用な機関とすることであって、それを抑圧し協道に追いやることではない。かつて今日以上に我々よりも進歩していた……国々は、社団的結合のなかで徐々に大きくなっていったその悪用を取り除いていた。またこれらの国々はツunftの良い面を我々よりもうまく活用していたために、我々よりも進歩していた。イングランドでは、古くからのツunftが徒弟教育との関連で今日なお100年前と同じように用いられている。」

「イングランドでは著しい数のかつてのツunftが保持され、それは巨大な補助手段を用いて産業発展を促進している。このことはあらゆる環境においても、ツunft組合が無用か有害な組織ではないということを示している。」¹²⁾

以上の発言が示すように、シュタインバイスはツunft組織を基本的には産業発展を促進するものと捉えており、その弊害については除去可能な問題とみていた。シュタインバイスが大工業の技術者・管理者出身であることに照らせば、彼が会議に招集されたファブリカントと同じく、ツunft制度を特定職業集団の保護を目的とする時代錯誤の競争制限、経済的厚生と産業発展の阻害要因と捉えたとしても不思議ではない。しかし、シュタインバイスは、ツunft組織を産業発展を推進する手段と捉え、しかも興味深いことに、その見方を裏付ける根拠として、イングランドのギルド組織が例示されている。ここでいうイングランドのギルド組織とは、内容的にみて熟練工を中心とする職種別の労働組合である「クラフト・ユニオン」を指していると考えてよい。

一般にイングランドでは、手工業ギルドの社

9) Sedatis, H., *Liberalismus und Handwerk in Südwestdeutschland Wirtschafts- und Gesellschaftskonzeptionen des Liberalismus und die Krise des Handwerks im 19. Jahrhundert*, Stuttgart, 1979, S. 70-76, 109-111.

10) *Das Protokoll über die Verhandlung zur Berathung wegen Revision der Gewerbeordnung v. 1836 einberufenen Commission von Sachverständigen den 2. u. s. f. Februar 1849*, Staatsarchiv Ludwigsburg, E 170 Bü 205.

11) Siebertz [1952], a. a. O., S. 144-146.

12) Vischer, L., *Die industrielle Entwicklung im Königreich Württemberg und das Wirken seiner Centralstelle für Gewerbe und Handel in ihren ersten 25 Jahren*, Stuttgart, 1875, S. 85-86.

会経済的拘束力は大陸ヨーロッパよりも早く弛緩し、18世紀のうちに実質的な意味を消失したといわれる。産業革命期にはこの手工業ギルドに代位してクラフト・ユニオンが生成・発展し、技能養成の重要な担い手となっていた。クラフト・ユニオンは、入職規制を主要な手段として熟練労働の希少性を維持する一方、生産過程においては「世界の工場」を支える熟練労働力の重要な給源をなしていた¹³⁾。シュタインバイスは、そうしたクラフト・ユニオンが有する技能養成機能とこれに組織される熟練労働力が生産発展に果たす役割とを高く評価したのである。しかし、シュタインバイスは、大工業の出身者らしく、クラフト・ユニオンが引き起こす頻繁な労働争議に対しては憂慮を示している。

「イングランドで産業協同組合が自由な協会として発展したところでは、それは非常に模範的というわけではない。我々は大量の労働停止（ストライキ）を思い起こすのである。そして何週間もの間稼がず、企業は活動をせず、……困窮の時代に生存を保障すべき蓄えを無思慮に使い尽くしてしまう。こうしたことで労働者、企業家、公衆の利害が、権限のある当局の適切な仲介を通じて、全体として首尾よくそして経済的に保たれるのかどうか、疑問である。」¹⁴⁾

シュタインバイスは、クラフト・ユニオンによる労働争議がイングランドの経済的厚生を阻害していると指摘し、「自由」な結社とこれによる技能養成の無政府性を問題視している。シュタインバイスは1849年2月の会議において、「工商業本部の指導のもと、産業全体を公式の教育機関の形成にむけて組織する」ことを要求

しているが¹⁵⁾、以上の認識を踏まえたとき、それはツンフトなど社団の活動を自由放任にするのではなく、職業技術教育という目的に即して組織化することを主張したものと解することができるのである。シュタインバイスが営業自由の全面導入に反対し、ツンフト解体は不要であると主張するとき、その背後には以上のような職業技術教育という観点が存在したのである。

では、その場合にシュタインバイスは、ツンフトによる競争制限をどのように捉えていたのであろうか。彼は、競争制限の一手段をなす従来の職人・親方試験制度を批判し、次のように述べている。

「徒弟試験は、国家社会全体にとってそうであるように、営業身分にとっても非常に重要な要素であることは疑いない。しかし、労働を自由にしようとすればするほど、とりわけ営業教育も自由にしようとすればするほど、徒弟試験は緊急に必要なものとなる。そこでは若年労働力の乱用が行われれないということ、営業教育を受けた個人、同様に全ての者の有用性を確認するという事に注意を払うことが不可欠である。これまでの場合と同様に、徒弟試験に合格することは職人身分になるための絶対条件であってはならず、親方試験は独立営業の権利獲得のための絶対条件であってはならない。逆に試験制度は就業の問題と完全に分離されていなければならない。」¹⁶⁾

シュタインバイスが構想していた徒弟・職人試験制度とは、このように現代の技能資格試験を想起させるものであり、既存の試験制度がもつ職業身分的排他性については、可能な限りこれを除去しようとしていた。シュタインバイスのツンフト擁護論は、ツンフトのもつ技能養成

13) クラフト・ユニオンについては、小野塚知二『クラフト的規制の起源—19世紀イギリス機械産業—』有斐閣、2001年、が詳しい。

14) Vischer, a. a. O., S. 86.

15) Siebertz [1952], a. a. O., S. 143-144.

16) Vischer, a. a. O., S. 86.

機能を維持・発展させることに要点があったのであり、営業自由それ自体への懐疑ではなかったのである。

(2) ツunft擁護の背景

ところで、以上のように職業技術教育が重要であるとしても、シュタインバイスはなぜ営業自由の原則を制限してまでも、ツunftの存続を前提に職業技術教育を構想しなければならなかったのだろうか。シュタインバイスは、1851年4月工商業本部技術顧問として内務省に手工業者学校設立要望書を提出し、そこで営業教育の必要性和目的について、次のように述べている。

「[国家の任務とは] 高度な技術的熟練を獲得し、秩序だった産業経営の経済的規則を知り、秩序的で規則に則った経営管理を習得するよう、産業に属する者を支援すること、この事ないしは時代に即した営業教育機関により、産業身分を自助が可能な状態にかえること [にある]。」「今日まで産業のためになにがしかのことがなされたのは、[高等工業専門学校を通じた] 高等技術の分野においてのみであり、同様のやり方で小営業が考慮されることはなかった。この小営業のためにまず第一に必要なのは、手工業者学校とそこで行われる産業に固有の授業である。」¹⁷⁾

ここでは職業技術教育は産業振興政策の重要課題であること、なかでも必要なのは高等技術教育ではなく営業教育であること、そうした教育こそが手工業者を中心とする産業身分の自助

のための援助 (Hilfe zur Selbsthilfe) になりうることを示されている。

シュタインバイスは1850年3月、国王に宛てた書簡のなかで、「新しい時代が我々の政府にもたらし、ビュルテンベルクの存続を危うくしている抗議 (Anfechtungen) の根源とは、大衆の目的に適った雇用の不足にはかならない」「大衆は暗闇のなかで生き、腹をすかせ、ほろをまとっているときも制御するか、教育しなければならない」¹⁸⁾と述べ、三月革命の政治的緊張がまだ生々しい記憶として残るなか、大衆の政治的先鋭化を抑制する手段として、彼らの雇用を確保すること、そのために大衆の労働陶冶が必要であると説くのである。その際、大衆という言葉が意味していたのは、空間的職業的に農業と分かちがたく結びついた農村の小営業であり、その中心を占めたのは手工業者であった。そうした生産者が厚い社会層をなすビュルテンベルク経済の現実に照らし、労働陶冶を通じて彼らの技能養成と経営的發展を実現し、もって社会対立を宥和すること、こうした問題意識こそがシュタインバイスの職業技術教育の出発点におかれていたのである。

3. 職業技術教育論

(1) 技能養成の二元的体制

シュタインバイスの職業技術教育論はどのようなものであったのか。またこれに基づき、シュタインバイスは具体的にいかなる制度を構想、実現していたのであろうか。シュタインバイスの職業技術教育論を同時代の手工業徒弟制度をめぐる議論のなかに位置づけてみたとき、その特徴は逆説的だが、彼が各種の職業技術学校の整備をもって既存の手工業徒弟制度のもつ技能養成機能を代替しようとしなかった点に求められる。

17) Königliche Kommission für die gewerblichen Fortbildungsschulen (Hg.), *Die Entstehung und Entwicklung der Gewerblichen Fortbildungsschulen und Frauenarbeitsschulen in Württemberg*, Stuttgart, 1889, S. 8-11.

18) Siebertz [1952], a. a. O., S. 141.

1870年代のドイツ社会政策学会では、手工業徒弟制度が教育的要素を喪失し内的解体の危機に直面するなか、これをドイツの職業技術教育体系のなかに位置づけるべく、様々な職業学校制度が構想されていた。その議論の渦中にあり学校代替論を唱えていたのが、ビューヒャー（Bücher, K.）であった。ビューヒャーは、1878年社会政策学会大会「営業教育の最善の方法」において、技術の進歩と分業の発展により手工業徒弟制度はもはや職業教育的課題を担えないものとなってしまったこと、これを代替するものが学校教育であり、そのために一般教育、専門職業教育の大幅な拡充が必要であること、国家はこれまで技師など高級技術者の養成のみに注意を向けてきたが、現在求められているのは手工業者や工場労働者の職業技術教育を担う職種別専門学校や手工業徒弟制度を完全に代替する養成作業場であることなどを主張した¹⁹⁾。

こうした学校代替論に対して、最も厳しい批判を加えたのがシュタインバイスであった。彼はビューヒャーの見解について、「学校の過大評価という点で、我々の時代と将来にとって少なくない危険を……隠すことはできない。……理論方面がいまやまったく実践的、生産的の方面に対し優位に立つという見解である」と述べ、学校教育は作業場の技能教育を代替しうるものでなく、これを補完することができるのみであるとの立場からビューヒャーを批判する。その

うえでシュタインバイスは、ビュルテンベルクでの実践に基づき、手工業徒弟制度の存在を前提とする、営業補習学校、専門学校、養成作業所からなる職業技術教育体系を構想した。その場合にシュタインバイスは、職場内技能養成と職場外教育との補完関係を強調するのであるが、それは前者が作業方法・技能の習得、後者は理論的知識の獲得という二分法的職業教育論を意味するものではなく、教育を産業の要請に適合させること、換言すれば学校における理論と実践の統一という立場にたつものであった²⁰⁾。学校教育の方法それ自体にも高度の実践性を要求する点は、工商業本部に招聘される以前より実業の世界に身を置いてきたシュタインバイスならではの主張といえよう。

学校教育を職場での労働を通じた教練の補完物とみるシュタインバイスの考え方は²¹⁾、彼のツunft擁護論を職業技術教育論として拡張したものであり、それは今日「ドイツ職業教育のデュアル・システム」（企業内訓練と職業学校教育の二元的体制）と呼ばれる職業技術教育制度の歴史的原型をなすものと評価できる²²⁾。

以上の原則的立場に基づき、ビュルテンベルクにはドイツ諸邦から模範的と評された営業補習学校が発達を遂げていた。

プロイセンでは、営業補習学校は職業教育的要素を欠如し、小学校の補習教育を行う教育機

19) Bücher, K., *Die gewerbliche Bildungsfrage und der industrielle Rückgang*, 1877. ビューヒャーの職業教育論については、八林秀一「一八七〇年代ドイツにおける徒弟制度の再編—帝政期ドイツ手工業立法の一側面—」岡田与好編『一九世紀の諸改革』木鐸社、1979年；麻沼賢彦「1870年代ドイツにおける「職業教育の危機」と徒弟制度改革議論—カール・ビューヒャーの所説を座標軸とする分析—」『研究季報』（奈良県立短期大学）第34巻第1・2・3号、1986年、も参照。

20) Steinbeis, F., "Fortbildungsschule, Fachschule, Lehrwerkstätte," *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. XV, 1878.

21) こうした観点から工商業本部は企業内の技能養成に対しても助成金を給付し、これを奨励していた。シュタインバイスは、アルザス、グラーフエンシュターデン（Gräfenstaden）にあるメスマー（Messmer）の企業内養成作業所の実践を理想としており、営業補習学校生徒の最優秀者をメスマーのもとに派遣したり、職場内に養成作業所を設置しようとする生産者を伴い、メスマーの養成作業所を案内するなどしていた。Siebertz [1952], a. a. O., S. 158-159.

関にとどまっていたが、ビュルテンベルクでは、小学校卒業後、主として手工業徒弟・職人が就業しながら通学する職業技術教育機関として発達することになった。授業は生徒の就業時間を考慮して平日夜間に行われ、授業料はほとんどの学校で年間3マルク以下に抑えられていた（男子営業補習学校生1人当たりの政府助成額は9マルク）。教育課程は、圧倒的に製図およびこれに関連する基礎的理論的科目（デッサン、幾何学製図、図法幾何学、幾何学など）に重点がおかれており、これに商業文、簿記、外国語等の商学系科目が加わる。これらの科目には、シュタインバイスが旧来のツunft試験制度に代えて創設した手工業徒弟試験の試験科目も含まれていた。営業補習学校への通学が義務化されるのは、ビュルテンベルクの場合20世紀に入ってからであるが、1888/89年時点で邦内には183校の営業補習学校（商業補習学校、製図学校・教室を含む）があり、生徒数は14,325人を数えた。これを学校所在地の住民数で除すると、住民54人に対し生徒1人、手工業徒弟は住民39人に1人であり、徒弟1.4人に1人が営業補習学校に通学していたことになる。これを職種別にみると、徒弟・職人の進学率が高いのは、機械製造業、大工・井戸掘業、園芸・野菜栽培・農業、家屋塗装・金メッキ業、指物・楽器製造業、馬車製造・ガラス・ろくろ細工業、

鍛冶・錠前業などで、概して手工業生産の現場で製図技術を必要とする職種で営業補習学校は広く受け入れられていた。

学校の運営体制についてみると、営業補習学校はゲマインデ機関であり、運営費はゲマインデが負担し、手工業者を中心とする営業者の私的組織である当地の「営業協会」(Gewerbeverein)がこれを補っていた。学校を直接に監督・指導するのも、営業協会に組織される営業者と主教員で構成される学校委員会であり、営業協会は学校委員会を通じて、学校運営に日常的に関与し、徒弟作品の展示会、ツunft解散後の徒弟試験、講習会、講話、徒弟・生徒への奨学金給付など多様な活動を展開していた。技能養成の二元的体制は、営業補習学校の運営にも貫かれていた²³⁾。

(2) 現場エリートの養成

シュタインバイスは先の社会政策学会大会報告において、営業補習学校の上位に専門学校や養成作業所を据える職業技術教育体系を提起したが、これによれば、専門学校は「高度な学問的技巧的能力を必要とする作業を」習得することを目的とした機関であり、入学には「単に補習学校の授業を受けているだけでなく、むしろ工具の取扱や特に当該産業のあらゆる簡単な作業を既に習得し、基本的な原材料に関する知識をも獲得している」ことが要求された。そこでは「理論の過剰教育」は排され、学生には賃金を伴う作業実習が課されていた。専門学校の立地については、「補習学校の範囲を超える、特殊な営業教育に対する需要が多数の同一種類の作業場で認められる都市、つまり簡単に実践的な

22) ドイツ職業教育のデュアル・システムとその歴史的形成過程に関する邦語文献としては、さしあたり寺田盛紀『近代ドイツ職業教育制度史研究—デュアルシステムの社会史的・教育史的構造—』風間書房、1996年；佐々木英一『ドイツにおける職業教育・訓練の展開と構造—デュアルシステムの公共性の構造と問題性—』風間書房、1997年、が挙げられる。これらの研究では、北ドイツ連邦営業令（1869年）の徒弟条項や工業熟練労働者資格の形成過程にドイツ職業教育制度の端緒が求められている。シュタインバイスの職業技術教育論やビュルテンベルクの営業補習学校政策は、そうした全国的動向に先行する実践と位置づけられる。

23) 19世紀ドイツ諸邦の職業技術教育政策とそこにおけるビュルテンベルクの位置、特に営業補習学校の発展については、森良次「19世紀ドイツ営業補習学校の発展とその地域的格差」『商学論集』（福島大学）第72巻第3号、2004年、を参照されたい。

手労働と並んで、芸術や学問の分野に踏み込まねばならない産業が特に集積している場合」にのみ設立が奨励された。学校の運営に関しては、設備・資金援助、教員派遣など、当該産業に属する生産者、商人の協力が前提とされていた²⁴⁾。

他方、養成作業所は、専門学校のように作業場と補完関係に立つ教育施設というよりは、「特に技術と審美さにおいて傑出した模範的製品の製造、したがって当該産業部門で要求される最高の産業的業績」を追求する模範工場という性格を備えていた。入学に際しては、「学校や作業場において既に専門教育のための良好な基礎が据えられており、入学後ただちに高度な専門的課題に取り組むことのできる」ことが条件となっており、主に職工長などが対象として想定されていた。専門学校の場合と同様、養成作業所の設置は、同一産業が地理的に集中した産業都市においてのみ有効であり、運営には養成作業所職員と当該産業の最も卓越した事業主で構成される専門家連合があたることになっていた。専門家連合には、養成作業所の指導の他、製品に関する指示、原料の調達、製品の販売、運転資金の調達など一連の関連業務を引き受けることが要求されていた²⁵⁾。

このようにシュタインバイスの職業技術教育論は、営業補習学校を通じた手工業者教育にとどまらず、作業場や工場の生産遂行に基幹的な役割を果たす熟練労働者、管理業務の一翼を担う職工長の養成をも射程に入れたものであった。それはまた窮乏化という前三月革命期の社会問題を労働陶冶を通じて解決することを出発点としながら、現場世界の「産業エリート」の養成を組織的に推進せんとするものであり、社会政策の枠にとどまらないビュルテンベルクの産業発展を推進する制度的手段と位置づけられ

るものであった²⁶⁾。

現場世界のエリートを養成せんとするシュタインバイスの問題意識は、彼が職業技術教育を自助のための支援と捉えていたこととも符合する。シュタインバイスは、貧民などの救済を目的にロイトリンゲン (Reutlingen) で「ゴッテスヒルフェ」(Gotteshilfe) と呼ばれる企業体を営むバルナー (Werner, G.) の実践を批判している。このゴッテスヒルフェは、孤児、不良児 (verwahrloste Kinder), 老齢者、墮落者 (Gestrauchelte), 病人, 反社会的人物 (Asoziale) などを収容し、彼らを繊維産業や機械製造をはじめ様々な分野の生産に従事させていた²⁷⁾。バルナーの実践は、シュモラーにより「市場経済への適応のための教育施設」として賞賛

26) 技師養成を旨とする工科大学の系列に属する中等教育機関には、実科ギムナジウム (Realgymnasium) や上級実科学学校 (Oberrealschule) があつたが、これら実科系の学校は総合大学とギムナージウムの人文主義教育に対抗し、これとの社会的同格化を図るなかで理論的学問的指向を徐々に強め発展を遂げる。

他方、専門学校や養成作業場は、ビュルテンベルクの場合、工科大学の準備教育機関とは位置づけられておらず、あくまで手工業者や労働者のなかから現場世界に生きるエリートを養成することを狙いとしていた。これに対し、プロイセンでは、全国25の各行政管内に設置された「地方工業学校」(Provinzial-Gewerbeschule) は、単なる管区の手工業者学校ではなく、「ベルリン工業インスティテュート」(Berliner Gewerbeinstitut) (後に工科大学に昇格) 下級クラスと同格に扱われ、成績優秀者はベルリン工業インスティテュート上級クラスに収容されることになっていた。ドイツ職業技術教育の制度的発展については、高木健次郎『教育改革と市民社会』成文堂、1972年；潮木守一『近代大学の形成と変容』東京大学出版会、1973年；鎗田英三「ドイツにおける技術教育制度の発展と工業経営の構造変化」『商経論叢』(九州産業大学) 第20巻第4号、1980年；高橋秀行『近代ドイツ工業政策史—19世紀プロイセン工業育成振興政策とP.C.W. ボイトー』有斐閣、1986年、を参照。

24) Steinbeis, a. a. O., S. 14-15, 17-18.

25) Ebenda, S. 15-17, 19-20.

されるなど、当時様々な形で行われていた自己救済運動の一つに位置づけられるものであった²⁸⁾。シュタインバイスは、そうしたベルナーの活動を批判する。ゴッテスヒルフェは、独立採算を原則としていたが、利潤は賃金として支払われず、共同金庫で管理されていた。「全ては社会主義的な基礎のうえに賃労働なしで」営まれていたため²⁹⁾、それはシュタインバイスにとって自助に値するものではなく、支援の対象とならなかったのである。自助のための支援というシュタインバイスの立場は、このように極めて厳格なものであった。そうした観点から、シュタインバイスは当時シュモラーが率いた社会政策学会において、職業技術教育の義務教育化を強く批判するのであった。

むすび

経済危機が進行する三月革命期のビュルテンベルクでは、営業自由の導入をめぐる長い論争のなかで、復古的な中間層保全論や急進化した

手工業者からの諸要求が強まった。シュタインバイスは、こうした思潮のなかで政策を構想し、ツunft擁護の論陣を張った。だが、それは既存のツunft制度の温存を求め営業自由の導入に反対したものではなく、ツunftの存続を前提に、工商業本部の指導のもと、これを体系的な職業技術教育制度に編成しようとするものであった。シュタインバイスの立場は、営業自由をひたすらに追求する経済的自由主義と復古的の中間層保全論との中間に位置するものであったが、それは営業協会の活動に象徴される自由な社団的結合に基礎づけられた市民社会を理想とする自由主義派の思想に近似的なものであった。こうした職業技術教育を通じて手工業者の間にひろがる旧習への固執や伝統主義を打破し、もって彼らの経営的上昇を図ること、これがシュタインバイスの目指すところであった。自助のための支援、現場エリートの養成という言説は、シュタインバイスのそうした意図を端的に表現するものであった。

27) Christmann, a. a. O., S. 68; Schwarzmaier, H. (Hg.), *Handbuch der Baden-Württembergischen Geschichte 3. Bd. Vom Ende des alten Reichs bis zum Ende der Monarchien*, Stuttgart, 1992, S. 370, 610.

28) ベルナーの実践に対するシュモラーの評価については、田村信一『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房、1993年、102ページ、を参照。

29) Christmann, a. a. O., S. 68.